案 件 概 要

	共通
件名	・東京2025世界陸上サプライヤー(競技備品)スポンサーシップ 契約 ・東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達 及び装飾等に係る業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	一般競争入札

内 容

〇スポンサーシップ(企業協賛)を通じた大会の収入確保と、大会に必要な陸上競技備品の調達等を目的として、スポンサーシップ契約者と陸上競技備品の調達等の 受託者を同時に募集し、同一の事業者と契約を締結

〇スポンサーシップ契約の協賛基準額と調達契約の調達基準額を公表した上で、 各々について入札を実施し、その入札価格の差が最小となる事業者を優先交渉者 (落札候補者)に決定

【スポンサーシップ契約】 カテゴリー:競技備品

契約期間:契約締結日から令和7年12月21日まで協賛基準額:30,000,000円(税抜)

【陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託】 概要:競技運営に必要な競技備品の調達と装飾等 契約期間:契約締結日から令和7年9月30日まで 調達基準額:93.000.000円(税抜)

契約締結前付議理由				
付議基準				
	入札・契約手続き等確認結果			

所管部署

業務室業務開発部業務開発課 FA: Marketing

収入案件 個別確認表 (契約手続実施前)

*東京2025世界陸上サプライヤー (競技備品) スポンサーシップ契約
*東京2025世界陸上競技選手権大会における陸上競技備品の調達及び装飾等に係る業務委託
契約方式 競争入札 (一般競争入札)

確認の視点	確認内容	備考
契約手続の適正性		
	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、契約手続の決定が行われていることを確認した。	
公募カテゴリーが適切であること	◆本案件は、カテゴリーリリース契約に則ったカテゴリーであることを確認した。◆カテゴリーの対象となる製品/サービスが明確に記載されていることを確認した。	
販売プロセスが適切であること	●「スポンサーシップ販売方針」に従い、適切な販売プロセスがスケジュールされている <i>こ</i> とを確認した。	
優先供給権の内容が適切に示され ていること	●供給優先権の対象となる調達が見込まれる場合、調達の概要が適切に示されていることを確認した。	
募集方式の精査・確認		
募集方式が妥当なものであること	●公募を原則として入札手続を行うことを確認した。●特定の企業に有利/不利な公募内容となっていないことを確認した。	

件名	東京2025世界陸上競技選手権大会における弁当等提供業務委 託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札(希望制指名競争入札)

内 容

【目的】

大会期間中、各会場(国立競技場、代々木公園陸上競技場、東京大学陸上競技場、大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場)において、大会関係者に対して昼食、軽食及び夕食の弁当を提供する業務等を委託する。

【主な業務内容】

〇弁当提供対象者

混成競技選手(216名)、深夜帯選手(200名前後)、 国際審判員(40名前後)、国内技術役員(300名前後)、 競技運営コラボレーター(300名前後)、 医療関係者(200名前後)

〇弁当メニュー 混成競技選手:

昼食…ホットミール、軽食…個包装食品、果物 深夜帯選手、国際審判員、国内技術役員、 競技運営コラボレーター、医療関係者:

日替わり弁当

〇納品弁当数 延べ18,290食

【契約期間】

契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで

迪			
契約方法が競争入札以外の場合の理由			

契約締結前付議理由 付議基準 入札・契約手続き等確認結果

所管部署

業務室宿泊輸送部宿泊輸送課 FA: Food & Beverage

契約:調達案件 個別確認表 (契約手続実施前)

案件名

東京2025世界陸上競技選手権大会における弁当等提供業務委託

契約方式

競争入札(希望制指名競争入札)

 確認の視点	確認内容	備考
契約手続きの適正性		NII D
発注組織での意思決定プロセスの 手続きが適正に取られたものである こと	●本案件は、公益財団法人東京2025世界陸上財団での意思決定プロセスに沿って、事業執行の決定が行われていることを確認した。	
大会経費として妥当なものであること	●本案件は、東京2025世界陸上競技選手権大会の準備・運営における弁当を提供する業務等に係る事業であり、財団の役割に基づく業務内容であることを確認した。	
	●運営・準備等に必要な項目であり、対象経費として妥当であることを確認した。	
	●業務内容が簡潔、詳細かつ正確に記載されていることを確認した。	
事業執行にあたり、仕様書の内容 が適切なものであること	●業務履行上の費用負担が明記されていることを確認した。	
	●成果品の内容、納品数、納品期限等が具体的に記載されていることを確認した。	
予算執行が適正なものであること	◆大会の準備・運営を進めていくにあたり、適正な予算執行であることを確認した。	
予定価格が妥当なものであること	●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	
契約方式の精査・確認		
契約方式が妥当なものであること	●入札参加希望者を公募したうえで、公表している指名基準に基づき指名し、入札の方法により競争させ、最も 有利な価格を提示した者と契約を締結する方式が妥当であることを確認した。	

	共
件名	東京2025世界陸上競技選手権大会におけるOA機器の調達 及び保守管理業務委託
契約主体	公益財団法人東京2025世界陸上財団
契約方法	競争入札(希望制指名競争入札)

内 容

【目的】

大会の各会場で大会関係者が使用するパソコンやプリンタなどのOA機器を調達(借入方式)するとともに、保守管理業務を委託する。

【主な業務内容】

- ○運営計画の策定
 - OA機器等の搬出入や保守運用対応等に関する運営計画を 策定
- 〇〇A機器等の調達、搬出入 調達したOA機器等を各会場に搬入し、設置・設定作業等 を行う。大会後は、撤去・回収。
- 〇保守管理 調達機器の障害・故障発生時の電話窓口

調達機器の障害・故障発生時の電話窓口対応、常駐エンジニアの派遣

【契約期間】

契約確定の日の翌日から令和7年10月31日まで

契約方法が競争入札以外の場合の理由

契約締結前付議理由

付議基準 入札結果が「低入札」

入札・契約手続き等確認結果

開札日時:令和7年4月23日13時

財団において、落札候補者へのヒアリング(見積額の妥当性、仕様書の理解、執行体制等)や公表情報(落札候補者のHP等)を通じて、信用実績などを確認しており、落札候補者が履行能力のある事業者であることを確認している。

所管部署

通

業務室情報技術部情報技術課 FA: Information Technology

入札経過調書

落札者情報		
落札項目		
所管部署	業務室情報技術部情報技術課	
契約番号	06-093	
開札日時令和7年4月23日13時00分開札場所公益財団法人東京2025世界陸上財団		
		件名
落札者氏名	エイトレント株式会社	
落札者住所	大阪府大阪市北区茶屋町18番21号	
落札金額	31,900,000円	
備考		

	入札経過情報			
No	入札者氏名	入札金額(税抜)	備考	
1	エイトレント株式会社	29,000,000円		
2	株式会社ジェイウィン	29,300,000円		
3	コーユーレンティア株式会社	38,000,000円		
4	株式会社デザインアーク	46,400,000円		
5	ヒビノメディアテクニカル株式会社	96,447,800円		
6				
7				
8				
9				
10				

記事	

- ・入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
- ・落札金額は、入札金額に記載している金額に100分の10に相当する金額を加算したものである(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる(単数単価契約の場合を除く。)

契約・調達案件 個別確認表 (契約締結前)

案件名 東京2025世界陸上競技選手権大会におけるOA機器の調達及び保守管理業務委託

契約方式 希望制指名競争入札

	確認の視点	確認内容	備考
溶	京札価格及び契約締結の適正性		
	指名業者数が適切であること	●財団の指名業者選定基準等に基づき、契約区分及び予定価格に応じた適切な数の業者を指名していること を確認した。	
		 ●東京都の「指名停止等一覧」などに基づき、不適格事業者でないことを確認した。	
	業者選定理由が適切であるこ と	●履行実績等を踏まえ、業者を選定した理由が適切なものであることを確認した。	
		●業者の選定にあたり、利益相反の立場にある者が意思決定過程に関与していないことを確認した。	
	落札価格が予定価格を超過し ていないこと	●落札価格が予定価格を超過していないことを確認した。	
7	の他		
	1者入札かつ高落札率である が、入札手続き等が適正であ ること	●無理のない履行期間となっていることや競争性を排除するような仕様となっていないことを確認した。●入札方法が妥当な方法であることを再確認した。●定められた労務単価や市場価格等を参考に、予定価格を適切に算出していることを確認した。	

東京大学の施設利用に関する協定書の締結について

資料 4



目的

- 国立競技場への迅速な輸送が可能な**地理的条件等を考慮**し、東京大学駒場 I キャンパスを東京2025世界陸上競技選手権大会の投擲種目のウォームアップ会場及び練習会場として利用する
- 貸主である東京大学と借主である世界陸上財団との間で、施設利用等に関し、必要な事項を定める協定を締結する

締結主体

甲(貸主):国立大学法人東京大学 大学院総合文化研究科長

乙(借主):公益財団法人東京2025世界陸上財団 事務次長

主な条項

- ・利用範囲(第2条)
- 利用期間(第4条)
- ・利用料金(第5条)
- ・原状回復(第10条)
- アクセス管理(第11条)

- ・ 警備 (第12条)
- 清掃·廃棄物処理(第13条)
- ・ 本大会の権利保護(第15条)
- ・ 有効期間(第20条)
- · 補則 (第21条)